


環境省・オフセット・クレジット(J-VER)制度認証委員会 御中
(事務局:気候変動対策認証センター)

平成25年1月23日

温室効果ガス排出削減・吸収量認証依頼書

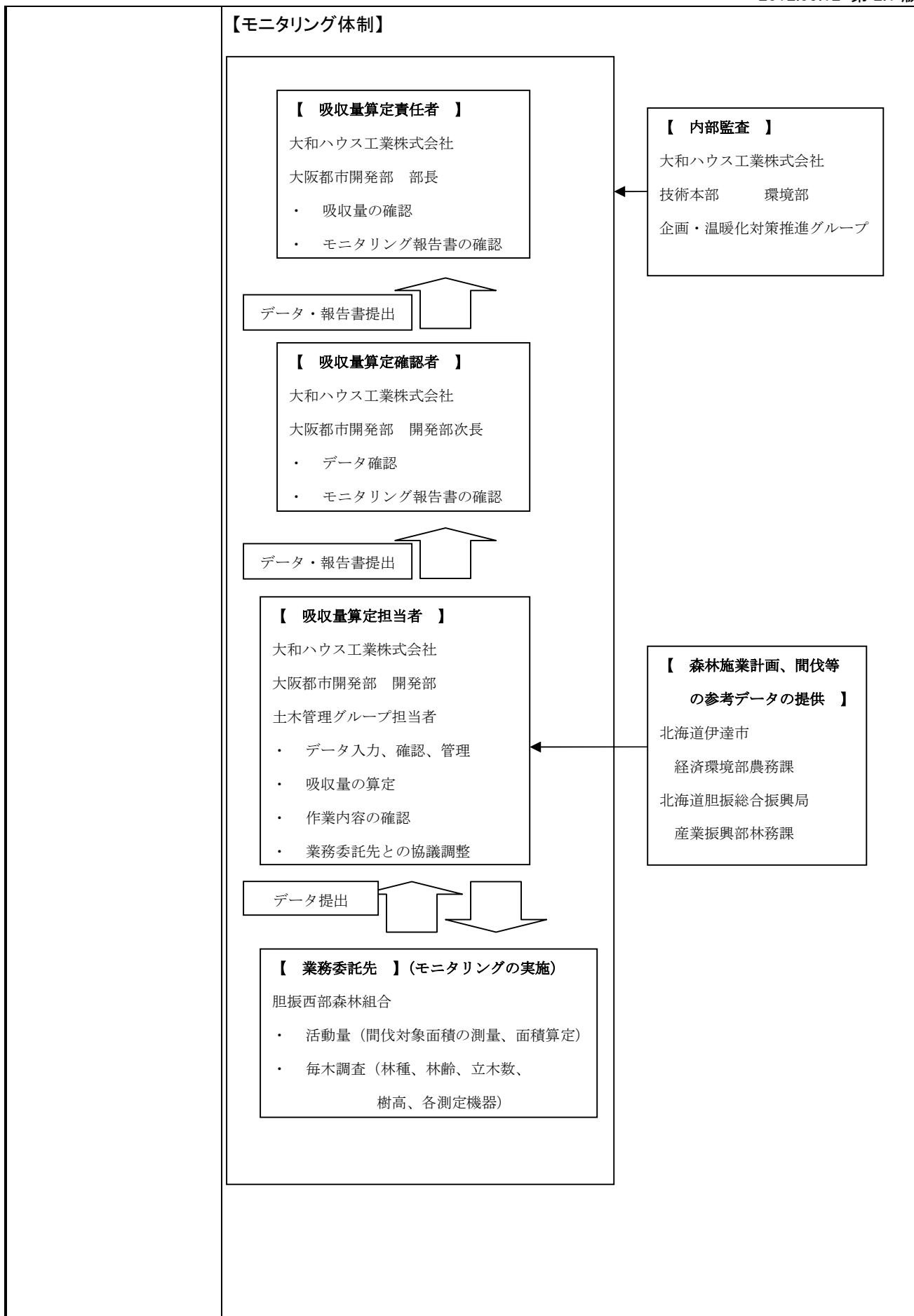
オフセット・クレジット(J-VER)制度における検証が終了しましたので、利用約款記載のダブルカウントを回避するための措置を適切に執り行うことを誓約のうえ、下記の温室効果ガス排出削減・吸収量の認証を依頼いたします。

プロジェクト名			
大和ハウス工業(株)伊達市大滝区の社有林『共創共生の森』での間伐促進による CO2 吸収事業			
【依頼者】 プロジェクト代表事業者			
事業者名(フリガナ)	大和ハウス工業株式会社(ダイワハウスコウギョウカブシキカイシャ)		
住所	大阪市北区梅田 3 丁目 3 番 5 号		
代表者氏名	上川 幸一	代表者役職	取締役 上席執行役員 本店長
担当者氏名	宇賀田 和巳	担当者 所属部署・役職	大阪都市開発部 開発部 次長
担当者 E-mail	ugata@daiwahouse.jp	担当者電話番号	06(6342)1405
プロジェクト事業者・プロジェクト参加者			
プロジェクト事業者名	同上		
プロジェクト参加者名			
オフセット・クレジット(J-VER)取得予定者			
事業者名(フリガナ)	大和ハウス工業株式会社		
妥当性確認・検証機関			
妥当性確認機関名	一般財団法人 日本品質保証機構(JQA)		
検証機関名	一般財団法人 日本品質保証機構(JQA)		

プロジェクト情報	
プロジェクト登録番号 (4 ケタ)	0191
プロジェクト登録日	平成 24 年 2 月 28 日
プロジェクト概要 ¹	<p>(具体的な内容を簡潔に記載すること。)</p> <p>【プロジェクトの目的】 環境と「共創共生」をテーマとする大和ハウス工業株式会社が、北海道伊達市大滝区優徳、北湯沢町の当社社有林で、トドマツによる CO2 吸収量のクレジット化を目的としています。</p> <p>【内容】 2010 年 10 月大和ハウスグループは業界初となる「生物多様性宣言～人と自然が『共創共生』する社会へ～」を策定しました。 自然が創り出した多様な生態系を守り引継ぐことは、住宅メーカーの社会的責任と認識し、行動指針や開発に関するガイドラインを定めて、自然との調和に配慮した事業を推進しています。 こうした活動の一環として、北海道伊達市大滝区に当社が所有している約 560ha の山林の一部を、森林施業計画に基づき、適切な間伐の実施により対象森林の健全化を確保するとともに、トドマツ林 53.88ha による CO2 吸収量のクレジット化を実施いたします。</p> <p>【適格性基準との整合性】 条件 1: プロジェクト実施地は森林法第 5 条が定める森林である。 条件 2: プロジェクト対象地は平成 35 年 3 月 31 日までの間に転用及び主伐が計画されていない。 条件 3: プロジェクト対象地が含まれる森林施業計画は、伊達市長から認定を受けている。 施業計画の認定番号: 21-1 施業計画の期間 : 平成 21 年 10 月 1 日～平成 26 年 9 月 30 日</p> <p>【法令遵守状況】 プロジェクト実施地は、森林法、森林・林業基本法、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法(間伐等促進法)の適用を受けており、法令順守でプロジェクトを実施いたしました。</p>

¹ プロジェクト概要はプロジェクトの目的・内容の他、適格性基準との整合性・法令遵守状況・採用技術・モニタリング方法・GHG 算定式の方法論への準拠性・モニタリング体制・QA / QC 体制等に関する内容を 3 ページ以内で具体的に記述してください。登録時から変更がなければ登録時と同内容を、登録時から変更がある場合は相違点を具体的に記述してください。

	<p>【採用技術】</p> <p>プロジェクトで使用する設備・機器等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名</th> <th>メーカー名</th> <th>導入時期</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>牛方式ポケットコンパス</td> <td>牛方商会</td> <td>S63 年 10 月</td> <td>面積測量機</td> </tr> <tr> <td>VERTEX IV</td> <td>バグロフ</td> <td>H19 年 7 月</td> <td>樹高測定器</td> </tr> <tr> <td>括約目盛付輪尺</td> <td>HISANAGA</td> <td>H17 年 10 月</td> <td>胸高直径測定器</td> </tr> <tr> <td>巻尺</td> <td>ヤマヨ</td> <td>H22 年 7 月</td> <td>距離測定</td> </tr> </tbody> </table> <p>【モニタリング方法】</p> <p>面積測量: 間伐実施面積のうち、トドマツ林を小班毎にコンパスと巻尺を使用し実測</p> <p>地位級: バーテックス、輪尺を用いた実測 『毎木調査による胸高直径及び樹高測定結果に基づき平均樹高を算定後、「北海道森林調査簿」附録第 6 号(森林調査簿における蓄積及び樹高の取り扱い)に当てはめ地位を特定した。』</p> <p>BEF、Rradio、WD、CF: 「京都議定書第 3 条 3 及び 4 の下での LULUCF 活動の補足情報に関する報告書」の値を使用した。</p> <p>△Trunk sc: 北海道「森林調査簿」附録第 6 号(森林調査簿における蓄積及び樹高等の取扱い)の値を用いた。</p> <p>【GHG 算定式の方法論への準拠性】</p> <p>モニタリング方法ガイドライン(森林管理プロジェクト)にすべて準拠する。</p>	機器名	メーカー名	導入時期	備考	牛方式ポケットコンパス	牛方商会	S63 年 10 月	面積測量機	VERTEX IV	バグロフ	H19 年 7 月	樹高測定器	括約目盛付輪尺	HISANAGA	H17 年 10 月	胸高直径測定器	巻尺	ヤマヨ	H22 年 7 月	距離測定
機器名	メーカー名	導入時期	備考																		
牛方式ポケットコンパス	牛方商会	S63 年 10 月	面積測量機																		
VERTEX IV	バグロフ	H19 年 7 月	樹高測定器																		
括約目盛付輪尺	HISANAGA	H17 年 10 月	胸高直径測定器																		
巻尺	ヤマヨ	H22 年 7 月	距離測定																		



【QA / QC 体制】

□ 教育・訓練の実施状況と記録

コンサルタント会社が、当社担当者及び業務委託先の胆振西部森林組合を交えモニタリング体制やモニタリング手順、測定機器の維持管理、モニタリング報告書記載方法等について胆振西部森林組合事務所で説明を行った。

現地においてもコンパスによる面積測量と基準点設置方法、輪尺による胸高直径、パーテックスによる樹高、モニタリングポイントの一辺距離の確認、点検、訓練を実施した。

モニタリング教育訓練については、教育訓練記録を吸収量算定担当者が作成した。記録は平成 35 年度まで保管する。

□ 情報の保管

吸収量算定担当者は、純吸収量を算定するために使用した全てのデータを文書化した。平成 35 年度まで保管する。

□ データの確認

報告データの信頼性を高めるためにデータのチェックを行った。チェック方法としては、収集単位の確認、野外調査帳と算定ファイルの突き合わせ、使用した係数等の妥当性の確認、他の関係データとの比較、経年的なデータ変化や林分間の比較、恣意的データ・はずれ値の識別を行った。

野外調査帳のデータチェックは、吸収量算定担当者と業務委託先の胆振西部森林組合及びコンサルタント会社を交え、モニタリングポイント全 6 点及び各小班の基準点について野外調査帳と現地測定数値との整合性を現地で検測した。

野外調査帳から算定ファイルへの入力時は、吸収量算定担当者による自己チェックのみでなく、吸収量算定確認者の全数チェックを行った。

技術本部・環境部が、内部監査を実施した。

野帳等の記録は、吸収量算定担当者が平成 35 年度まで保管する。

□ 内部監査

技術本部・環境部が内部監査として、モニタリング終了後の平成 24 年 11 月 20 日に、構築した体制や実施ルール・本ガイドラインにおいて要求されている事項に、組織の活動が適合しているか、効率よく機能しているかを確認した。データのモニタリング及び収集、純吸収量の算定、報告、チェック等の一連の報告プロセスでの課題や問題点は特に発見できなかった。

平成 35 年度まで保管する。

□ 測定機器の維持・管理(機器校正等)

測定機器は、業務委託先である胆振西部森林組合が適切な方法で管理し、キャリブレーションが必要な機器については、モニタリング前に点検を行った。

業務委託先である胆振西部森林組合が点検記録を作成した。

平成 35 年度まで保管する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 手順書の作成 これら、モニタリングの QA/QC のため、一連のプロセスについて吸収量算定担当者が、手順書の作成を行った。 <p>(その他特筆すべき事項)</p>																																
<p>モニタリング結果概要²</p>	<ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> プロジェクト計画に基づきプロジェクトを実施した。 <input checked="" type="checkbox"/> モニタリング計画書に基づきモニタリングを実施した。 <input checked="" type="checkbox"/> モニタリング方法ガイドライン・方法論に準拠した GHG 算定を行った。 <p>(その他特筆すべき事項)</p> <p>モニタリング測量について</p> <p>下記小班は、モニタリング計画では対象としていない広葉樹・針葉樹が一部存在し、複層林化や混合林化しており CO₂ 吸収量の計算に影響を及ぼすと判断したため、モニタリング測量から全除外または除地といたしました。</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>① 計画した小班の面積合計</td> <td style="text-align: right;">109.27ha</td> </tr> <tr> <td>② 実測した小班の面積合計</td> <td style="text-align: right;">53.88ha</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">全除外、一部除外した小班の面積 ①-②</p> <p style="text-align: right;">55.39ha</p> <p>モニタリング測量から全除外または除地とした林小班の一覧</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr><td>1063 林班 0006 小班</td><td>(全除外)</td></tr> <tr><td>1063 林班 0009-1 小班</td><td>(除地有)</td></tr> <tr><td>1063 林班 0009-2 小班</td><td>(除地有)</td></tr> <tr><td>1063 林班 0009-3 小班</td><td>(除地有)</td></tr> <tr><td>1063 林班 0012-3 小班</td><td>(全除外)</td></tr> <tr><td>1063 林班 0012-4 小班</td><td>(全除外)</td></tr> <tr><td>1063 林班 0013 小班</td><td>(除地有)</td></tr> <tr><td>1063 林班 0014-1 小班</td><td>(除地有)</td></tr> <tr><td>1063 林班 0014-2 小班</td><td>(全除外)</td></tr> <tr><td>1063 林班 0015 小班</td><td>(除地有)</td></tr> <tr><td>1063 林班 0016 小班</td><td>(全除外)</td></tr> <tr><td>1063 林班 0019-2 小班</td><td>(全除外)</td></tr> <tr><td>1063 林班 0020 小班</td><td>(全除外)</td></tr> <tr><td>1071 林班 0034 小班</td><td>(全除外)</td></tr> </table>	① 計画した小班の面積合計	109.27ha	② 実測した小班の面積合計	53.88ha	1063 林班 0006 小班	(全除外)	1063 林班 0009-1 小班	(除地有)	1063 林班 0009-2 小班	(除地有)	1063 林班 0009-3 小班	(除地有)	1063 林班 0012-3 小班	(全除外)	1063 林班 0012-4 小班	(全除外)	1063 林班 0013 小班	(除地有)	1063 林班 0014-1 小班	(除地有)	1063 林班 0014-2 小班	(全除外)	1063 林班 0015 小班	(除地有)	1063 林班 0016 小班	(全除外)	1063 林班 0019-2 小班	(全除外)	1063 林班 0020 小班	(全除外)	1071 林班 0034 小班	(全除外)
① 計画した小班の面積合計	109.27ha																																
② 実測した小班の面積合計	53.88ha																																
1063 林班 0006 小班	(全除外)																																
1063 林班 0009-1 小班	(除地有)																																
1063 林班 0009-2 小班	(除地有)																																
1063 林班 0009-3 小班	(除地有)																																
1063 林班 0012-3 小班	(全除外)																																
1063 林班 0012-4 小班	(全除外)																																
1063 林班 0013 小班	(除地有)																																
1063 林班 0014-1 小班	(除地有)																																
1063 林班 0014-2 小班	(全除外)																																
1063 林班 0015 小班	(除地有)																																
1063 林班 0016 小班	(全除外)																																
1063 林班 0019-2 小班	(全除外)																																
1063 林班 0020 小班	(全除外)																																
1071 林班 0034 小班	(全除外)																																

² モニタリング概要は、モニタリング方法において特筆すべき事項があれば記入してください。

	1071 林班 0035 小班 (全除外) 1072 林班 0038 小班 (全除外) 1072 林班 0041 小班 (除地有)						
適用モニタリング方法 ガイドライン	<u>オフセット・クレジット(J-VER)制度モニタリング方法ガイドライン</u> (森林管理プロジェクト用) ver.4.2						
適用方法論	方法論番号	R001 ver.6.2					
	方法論名称	「 <u>森林経営活動による CO2 吸収量の増大(間伐促進型プロジェクト)</u> 」					
モニタリング結果							
モニタリング期間	2009年 4月 1日～ 2012年 10月 31日						
モニタリング対象面積	<方法論R001・R002・R003のみ> 53.88ha						
排出削減・ 吸収量	年度	2008	2009	2010	2011	2012	合計
	t-CO ₂	-	114	367	481	272	1,234
認証依頼削減・吸収量	1,234 t-CO ₂ ³						
ダブルカウントの防止の措置							
ダブルカウントの防止 の措置を講ずる事業者	【ダブルカウント防止措置を講ずる事業者名】 事業者名: <u>大和ハウス工業株式会社</u>						

³ 合計の値から小数点以下を切り捨て、トン単位で記載してください。

<p>ダブルカウントの防止 措置内容</p>	<p>以下、該当する場合は、□に✓を入れ、必要に応じて詳細を記入してください。 (オフセット・クレジット(J-VER)制度実施規則 1.4「クレジットの二重使用」参照)</p>
	<p>【①類似制度に基づく二重認証に関するダブルカウントの防止措置】</p> <p><input type="checkbox"/> 類似制度へ申請しておらず、当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する温室効果ガス削減・吸収という環境に関わる付加価値(以下、「環境価値」という。)の認証を取得しません。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 以下の類似制度(「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法を含む)に申請しています</p> <p>類似制度名 : <u>環境省「自主参加型国内排出量取引制度」(第3期～第5期)</u> <u>いずれも目標保有参加者タイプB(栃木、三重、九州、奈良工場)</u></p> <p>類似制度名 : <u>国内クレジット制度 高効率ヒートポンプ更新プロジェクト(PJ0632)</u></p> <p>類似制度名 : <u>国内クレジット制度 住宅におけるコージェネレーションシステムの新設(P29)</u></p> <p>類似制度名 : <u>国内クレジット制度 住宅におけるヒートポンプの導入による給湯設備の新設(P30)</u></p> <p>類似制度名 : <u>国内クレジット制度 住宅における太陽光発電設備の導入(P31)</u></p> <p>類似制度名 : <u>国内クレジット制度宿泊施設における空調設備の更新(0632)</u> <u>(鳥取県 大和リゾートホテル)</u></p> <p>類似制度名 : <u>二国間クレジット制度 パイロットプロジェクト事業 省エネ住宅</u> <u>対象分野:製品 CDM 相手国中国 野村総研と共同事業</u></p> <p>類似制度名 : <u>フォレストストック認証制度 葉山の森</u> <u>(神奈川県三浦郡葉山町)</u></p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しておらず、今後も取得しません。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しているため、その分を控除いたします。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得していますが、以下の理由によりダブルカウントが生じていないことを証明します。 理由: _____</p> <p>【②第三者に環境価値を移転する際のダブルカウントの防止措置】</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにより生み出されたエネルギー等(電気、バイオガス等)を第三者に売却する際に、その売却先に対して、環境に関わる付加価値はクレジット化されており、当該エネルギー等の価値には付随していないこと、及び、当該エネルギー等の価値の帰属先と、環境に関わる付加価値の帰属先が異なることを明示する「説明文書」を作成して、売却先に示します。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 森林管理プロジェクトの場合、当該プロジェクトの対象となった森林を第三者に譲渡する際に、その譲渡先に対して、環境価値はクレジット化されており、当該森林には付随していないこと、及び、当該森林の所有権の帰属先と、環境価値の帰属先が異なることを明示する説明文書を作成して譲渡先に示します。あわせて、当該森林の譲渡の際には、オフセット・クレジット(J-VER)制度利用約款森林管理プロジェクト特約の内容にも十分に留意します。</p> <p>※第三者が、当該プロジェクトから生じる環境に関わる付加価値がオフセットクレジット(J-VER)として使用されていることを知らずに、当該付加価値を二重に主張することを防ぐ必要があるため、妥当性確認時において、これらの防止措置が講じられる体制にあること(上記の「説明文書」の作成等)を確認する必要があります。</p>

【③自主的な報告・公表を実施する際のダブルカウントの防止措置】

以下の自主的な報告・公表媒体において、当該プロジェクトの内容、当該クレジットの発行量及び当該クレジット発行量のうち当事業者が無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）を明記します。

あわせて、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジット量については、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。

ホームページ

ホームページ URL: _____

出版物（環境報告書/定期刊行物）

その他 具体的に: _____

現在は、自主的な報告・公表を実施していないが、今後実施するにあたっては、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジットについては、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。

【④公的な報告・公表制度におけるダブルカウントの防止措置】

公的な報告・公表制度には参加していません。

以下の公的な報告・公表制度に参加しています

地球温暖化対策推進法に基づく算定・報告・公表制度の対象者である。

地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画（区域施策）の策定義務対象者（都道府県）である。

「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」参加事業者である。

地方公共団体が実施する以下の制度の対象事業者である。

制度名: 東京都 環境確保条例「都内中小クレジット」

制度名: 大阪府 温暖化の防止等に関する条例（事業活動のエネルギー対策）

その他

具体的に: _____

当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量については排出量とみなし報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、当該報告・公表制度の報告様式における適切な備考欄に記載します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、自主的な報告・公表値において報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他社に譲渡していないもの）は除きます。

ダブルカウント防止措置責任者（プロジェクト代表事業者と同様の場合は記載不要）			
事業者名	プロジェクト代表事業者と同様		印
住所			
代表者氏名		代表者役職	
担当者氏名		担当者 所属部署・役職	
担当者 E-mail		担当者電話番号	
備考欄			

以 上